

令和5年第4回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和5年12月8日

美郷町議会

# 令和5年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和5年12月8日（金曜日）

◎開会日時 令和5年12月8日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和5年12月8日 午前11時34分 散会

## ◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋 奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 甲斐 秀徳君 10番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和 5 年 第 4 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

## 議 事 日 程 ( 第 1 )

令和 5 年 1 2 月 8 日

午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
9 番 甲斐 秀徳 議員  
1 0 番 川村 嘉彦 議員
- 日程第 2 会期の決定  
1 2 月 8 日 ～ 1 2 月 1 3 日 6 日間
- 日程第 3 諸般の報告  
(1) 議長  
(2) 例月現金出納検査、定期監査  
(3) 入郷地区衛生組合議会議員  
(4) 宮崎県北部広域行政事務組合議員  
(5) 日向東臼杵広域連合議会議員  
(6) 総務厚生常任委員長  
(7) 文教産業常任委員長
- 日程第 4 報告第 10 号 令和 4 年度美郷町の教育に関する事務  
の管理及び執行の状況の点検及び評価  
等の提出について
- 日程第 5 報告第 11 号 損害賠償の額を定めることについての  
専決処分（専決第 9 号）の報告について
- 日程第 6 報告第 12 号 損害賠償の額を定めることについての  
専決処分（専決第 1 0 号）の報告につ  
いて
- 日程第 7 報告第 13 号 損害賠償の額を定めることについての  
専決処分（専決第 1 1 号）の報告につ  
いて
- 日程第 8 報告第 14 号 専決処分の報告について（工事請負契  
約の変更について）  
一括報告

日程第 9 同意第 19 号 美郷町教育委員会委員の任命について  
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)

日程第 10 同意第 20 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について

日程第 11 同意第 21 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について

日程第 12 同意第 22 号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の  
選任について

提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 13 承認第 5 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算(第  
7 号)の専決処分(専決第 1 2 号)の承  
認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 14 議案第 67 号 工事請負契約の締結について  
提案理由説明

日程第 15 議案第 68 号 日向東臼杵広域連合規約の一部を変更  
する規約  
提案理由説明

日程第 16 議案第 69 号 町長等の給料の減額に関する条例  
提案理由説明

日程第 17 議案第 70 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する  
条例

日程第 18 議案第 71 号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等  
に関する条例

日程第 19 議案第 72 号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関  
する条例

日程第 20 議案第 73 号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処  
分等に関する条例

日程第 21 議案第 74 号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する  
条例及び美郷町農業集落排水事業の設  
置等に関する条例の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例

## 一括 提案理由説明

日程第 22 議案第 75 号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例  
提案理由説明

日程第 23 議案第 76 号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由説明

日程第 24 議案第 77 号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由説明

日程第 25 議案第 78 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 26 議案第 79 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 27 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 一括 提案理由説明

日程第 28 議案第 81 号 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由説明

日程第 29 議案第 82 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由説明

日程第 30 議案第 83 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由説明

日程第 31 議案第 84 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 32 議案第 85 号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 33 議案第 86 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算(第 8 号)

提案理由説明

日程第 34 議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 35 議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 36 議案第 89 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 37 議案第 90 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 38 議案第 91 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 39 議案第 92 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 40 議案第 93 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 号)

一括 提案理由説明

日程第 41 発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 42 発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

提案理由説明、質疑、討論、採決

# 会 議 録

令和5年12月8日  
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

12月定例会が始まりました。本定例会もよろしくお願いたします。  
ただいまの出席議員は10名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和5年第4回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 甲斐 秀徳  
議員、10番 川村 嘉彦議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。  
この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、  
委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和5年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期並び  
日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御  
報告いたします。

会期については、本日から12月13日までの6日間とし、会期日程はお手元に  
配付してある会期日程表及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの6日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの6日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

**【議長 山本 文男】**

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

**【議長 山本 文男】**

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書、また、定期監査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

**【議長 山本 文男】**

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

**【議長 山本 文男】**

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

**【議長 山本 文男】**

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄議員。

**【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

5番 中嶋 奈良雄議員。

**【議長 山本 文男】**

すみません、暫時休憩します。

すみません、またやり直します。

(休憩：午前10時03分)

(再開：午前10時07分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長、中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員長報告書

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査日 令和5年10月17日(火)
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 行財政改革の取組と備品の管理台帳整備状況
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員
5. 対応者 副町長、総務課長、庶務担当職員
6. 調査の概要(意見)

美郷町行財政改革大綱の第5次の実績と第6次の計画の状況及び備品台帳の整備状況を調査した。

(考察)

行財政改革の取組については大綱を3年間ごとに作成している。第5次の実績について、目標数値がない実施項目で計画どおりと評価してあるが、具体的にどういった取組をして、どのような成果があったのか、また、数値目標を達成していないのに計画どおりの評価となっている項目もあり、第三者から見ると評価の在り方が理解できない項目が見受けられた。

目標数値がない実施項目は計画のときに具体的取組を明示して、それに対する評価をする必要がある。また、項目ごとの取組が効果的であるか見直しの必要性も含めて3年間の総合評価を設け、それを次期計画に反映させる必要がある。

第6次計画は既に作成してありますが、先に述べたことを検証し、第6次計画の見直しを行う必要があると思った。

特に、メンタルヘルスの強化の5次の実績は、計画どおりと計画の遅れとの評価になっているが、2年前に職員の不幸な事案が発生し、今年度も新たに複数のメンタル不調による休職者が発生しているようであるので、取組が効果的であるか、しっかりと検証すべきである。

また、適材適所など人事的配慮の必要性や職員が相談しやすい場所があるのかと

の意見も出された。

次に、備品の管理台帳整備状況については、今年度、管理台帳システムを導入して適正な管理に努めるとの説明があった。

そのシステムは、パソコン上で庁内全て備品台帳を全職員が確認でき、備品の耐用年数や公用車などの適正な管理、現備品の有効活用ができ不要な備品購入が防げる効果もある。また、不要な備品の各種団体の有効活用が進むことも期待できると思う。

特に、庁用車については、適期のオイル交換や車検切れの防止など管理の徹底につながることを期待したいとの意見も出された。

システム整備の費用は、導入経費が97万2,000円、毎年の使用量が66万円であることの説明であったので、この業務を職員が行うことを考えれば、その費用対効果は十分に見込めると思う。

以上で、報告を終わります

**【議長 山本 文男】**

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**【文教産業常任委員長 那須 富重】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

7番、那須 富重議員。

**【文教産業常任委員長 那須 富重】**

おはようございます。

それでは、委員会の調査の報告を行います。

文教産業常任委員会におきまして調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定によりまして報告をいたします。

1. 調査日 令和5年10月19日（木）
2. 調査場所 役場委員会室
3. 調査目的 令和4年度商品開発事業補助金の内容  
地域おこし協力隊対応の改善状況
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
5. 調査の概要（意見）

令和4年度商品開発事業補助金の内容、地域おこし協力隊対応の改善状況の説明を受けた。

（考察）

令和4年度商品開発事業補助金の内容については、令和4年度から6次産業化の推進として新設された事業で、6事業者・団体が認定を受け、5事業者は商品販売を行っている。事業は1年目に50万円、3年目に33万円を上限に定額の補助金となっており、3年間以上の販売の義務を設けている。パッケージデザインの業者あっせん、販路開拓の町や関係団体からの紹介を行ってほしい。

また、町で生産されている産品を町が指定し、特化した商品開発を行ってはその意見があった。まだ始まったばかりの事業であるので、今後、町民のさらなる所得向上につながる事業となるよう期待する。

次に、地域おこし協力隊対応の改善状況については、昨年11月7日に協力隊に対して活動状況の調査を行い、その後の改善状況について調査した。

協力隊に制度の説明が不十分であったことなどの反省として、新たに庁内の各担当との会議や隊員のカルテや面談シートを作成して面談を行うなど、計画的な対応が行われるようになっており、しっかりとコミュニケーションが取れる体制づくりがなされている。

また、協力隊からの要望があった、「創業支援等事業計画」の認定を受け、2名の協力隊が活用している。活動の達成状況や効果の検証ができる目標シートを新たに作成をするのも有効ではないかとの意見があった。以前、調査した委員長報告の内容が十分反映された改善となっており、課題を的確に捉え、関係部署や関係機関との協力連携が取れ、協力隊の定住が期待される改善がなされ、高く評価ができる。

今後もしろいろな意見を参考としていただき、協力隊に寄り添った対応を期待する。

以上で、報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

以上で、諸般の報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第4 | 報告第10号 | 令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第9号）の報告について        |
| 日程第6 | 報告第12号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第10号）の報告について       |
| 日程第7 | 報告第13号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第11号）の報告について       |
| 日程第8 | 報告第14号 | 専決処分の報告について<br>(工事請負契約の変更について)             |

**【議長 山本 文男】**

以上5件について、町長の報告があります。  
これを許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

おはようございます。今日から13日まで6日間の日程で、令和5年の最後の議会定例会ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第10号 令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。

そこに、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされており、ここに報告するものでございます。

点検・評価対象としましては、

- ①教育委員会の活動としまして1事業
- ②学校教育の充実としまして8事業
- ③家庭教育の振興としまして3事業
- ④社会教育の振興、生涯学習の充実としまして3事業
- ⑤健康の増進と生涯スポーツの振興としまして1事業
- ⑥文化の高揚としまして2事業

がございました。

その、各項目と事務事業につきまして、町教育委員会に於いて自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」ということから、国立大学法人 宮崎大学教育学部准教授であられる遠藤宏美氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

次に、報告第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第9号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、令和3年6月5日にスカイロジック銀河村のコテージ内で発生した負傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上でございます。

続きまして、報告第12号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第10号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、本年8月10日に町道赤木久保線において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上であります。

続きまして、報告第13号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、令和5年9月7日に発生した、本町所有の公用車による交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上でございます。

報告第14号 専決処分の報告について、御説明をいたします。

この契約は、令和5年3月7日に株式会社田村産業と契約を締結しました令和4年度4年災（台風14号1号箇所）その他、林道阿切線災害復旧工事の変更契約であります。

主な変更理由は、再度の災害を抑止するため、地山と被災のり面の擦付部に植生基材吹付を行うとともに、床堀の影響によって道路側溝の布設替えを追加する必要が生じたため、工事請負代金62万9,506円を増額するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

以上でございます。

**【議長 山本 文男】**

以上で、報告第10号から報告第14号までの5件の報告を終わります。

**【議長 山本 文男】**

日程第9 同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
ただいま議題となっております同意第19号について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年2月をもって任期満了を迎える教育委員について、引き続き、大野英樹氏の任命をお願いするものであり、それに関する同意議案を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提出するものでございます。

大野英樹氏は、令和2年2月から教育委員会委員を務められ、陸上長距離走等のスポーツ活動をはじめ居住地区の文化財保存継承活動にも進んで取り組んでいる方でございます。このように、地域活動に自ら取り組み実践されておられる等、生涯教育の推進に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員として任命したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第4条の規定により、令和10年2月までの4年間となります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命についての採決を行います。  
この採決は、会議規則第82条第1項の規定及び申合せにより、無記名投票で行います。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を閉めます。

( 議場の出入口を閉める )

【議長 山本 文男】

ただいまの表決議員数は9名であります。  
表決の方法は、「投票」ですので、議長を除く9名で投票を行うこととなります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

【議長 山本 文男】

念のために申し上げます。  
本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と御記載願います。  
また、会議規則第84条の規定、白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対として取り扱いますので申し添えます。

( 投票用紙の配付 )

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

**【議長 山本 文男】**

異常なしと認めます。  
ただいまから、投票を行います。  
1番議員から議席順に投票をお願いいたします。

( 投 票 )

**【議長 山本 文男】**

投票漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。  
開票を行います。  
1番 若杉 伸児議員、2番 早川 節夫議員、開票の立会いをお願いします。

( 開 票 )

**【議長 山本 文男】**

投票の結果を報告します。  
投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち賛成9票、反対ゼロ票でした。  
以上のおおりに全員が賛成であります。

**【議長 山本 文男】**

したがいまして、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命については、原案のおおりに同意することに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

議場の出入口を開きます。

**【議長 山本 文男】**

日程第10 同意第20号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第11 同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第12 同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。

同意第20号から同意第22号までの3件を一括議題にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがいまして、3件は一括議題にすることに決定しました。  
3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、同意第20号、同意第21号、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服がある者から申出であった場合に、中立的・専門的な立場から不服の内容について審査・決定する行政委員会であり、本町でも、地方税法第423条の規定により設置しております。

同委員会の委員の定数は、美郷町税条例第78条の規定により3人となっておりますが、その委員の任期が令和6年2月に満了することになります。このことに伴いまして、現在の委員である若田徳子氏、長友靖史氏、宇和田雅祥氏の3名を再任したく、地方税法第423条3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

同意第20号から同意第22号までの3件を一括質疑にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがいまして、3件は一括質疑にすることに決定しました。  
これから一括して質疑を行います。

質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。  
同意第20号から同意第22号までの3件を一括討論にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。  
したがいまして、3件は一括討論にすることに決定しました。  
これから一括して討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。  
本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。  
したがいまして、同意第20号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。  
本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがいまして、同意第21号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがいまして、同意第22号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第13 承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第12号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第12号）の承認を求めることについて説明をいたします。

この補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,739万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億6,256万9,000円とするもので、主に、国からの低所得世帯への追加支援を含む重点支援地方交付金に対応するため、早急に予算化し執行する必要がある経費を計上するものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金に9,739万6,000円を追加し、調整しました。

続いて、歳出につきましては、総務費に62万2,000円を追加しました。これは、給付金に係ります電算システムの改修費であります。

民生費に9,677万4,000円を追加しました。これは、臨時特別給付金及び関連する事務費の追加であります。

これにより、令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億6,256万9,000円となりました。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑を許します。  
質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第12号)の承認を求めることについての採決を行います。  
この採決は起立によって行います。  
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。  
したがって、承認第5号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第12号)の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第14 議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第67号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和5年度町単独事業美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事であります。

去る11月22日、電気通信工事業の資格を有する7業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり旭進興業株式会社代表取締役 日高哲弥と1億3,488万856円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、各CATVセンターの通信系の機器を更新する工事であります。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第15 議案第68号 日向東白杵広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第68号 日向東白杵広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

現行の日向東白杵広域連合規約では、共同処理する事務のうち一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務については、日向市を除く門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の2町2村で処理することとなっています。

これは、平成25年4月以降、2町2村の一般廃棄物不燃残渣を日向市の最終処分場が受け入れています。条件として次期最終処分場の候補地選定を2町2村で日向市域外に選定することになっているためであります。

また、関連して、一般廃棄物最終処分場事務事業への日向市の加入時期は、次期最終処分場の候補地の地元と基本同意が取れた翌年度とすることについて、令和2年12月9日に構成市町村間で確認書が交わされております。

そして、御承知のとおり次期最終処分場の最終候補地が本町花水流区内に選定されたところですが、今年9月に花水流区との基本同意に至りました。これにより、令和6年4月1日より日向市が一般廃棄物最終処分場事務事業へ加入することにな

りますが、規約の改正が必要になるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第16 議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例を議題とします。  
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第69号 町長等の給料の減額に関する条例について、提案理由を申し上げます。

先に御説明したとおり、公共工事において必要な書類を提出していなかった業者を指名に入れていたことにつきましては、役場の事務処理の誤りであり、町民や職員の皆様だけでなく多くの関係者にも御心配をおかけしたところでございます。

今回の誤った事務処理を真摯に反省し、町民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止と法令順守の徹底に取り組んでいるところであります。町の経営責任を負う者の管理監督責任として、町長と副町長の令和6年1月と2月の給料のそれぞれ100分の10を減額する必要があるため、提案したものでございます。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第17	議案第70号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例
日程第18	議案第71号	美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第19	議案第72号	美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例
日程第20	議案第73号	美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例
日程第21	議案第74号	美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

**【議長 山本 文男】**

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を一括議題にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、

議案第70号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例

議案第71号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第72号 美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例

議案第73号 美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第74号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び

美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例

この5つの議案について、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

御承知のように、令和6年4月1日より現在の簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計へ移行することになっております。

地方公営企業法では、事業区域や人口等の基本的事項、重要財産の取得や処分、議会の議決事項などの事業執行に関する事項に加え、財務の面では毎年度に生じた利益及び資本剰余金の処分について条例で規定することとされております。

そこで今回、簡易水道事業及び農業集落排水事業について、新規条例としてそれぞれの設置等に関する条例及び剰余金の処分等に関する条例を、議案第70号、71号、72号及び73号として提案させていただきました。

また、議案第74号では、既存条例について新規条例と重複する部分がないよう所要の改正を行うとともに、財務上の引継ぎの準備として3つの基金条例を廃止する規定を設けております。

以上で、説明を終わります

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第22 議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第75号 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例についての提案理由を申し上げます。

令和3年4月1日付で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことを受けまして、本町では、美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年条例第2号）を制定しましたので、美郷町工場設置奨励条例（平成18年条例第121号）を廃止することとします。

また、工場設置奨励条例の廃止に先立ちまして、関連する美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例（平成18年条例第79号）の一部を改正する必要がありますので、同改正条例におきまして、工場設置奨励条例の廃止を規定する条例として提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第23 議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第76号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

交通指導員の定数については、合併前の旧3村時の定数を踏まえ18人以内と規定されており、学校に通う児童・生徒への交通安全教育や広報活動、地域でイベントが開催される際の街頭指導などの活動を行っております。

現在は、合併前と比べ学校数が減少したことなどから10名で活動しておりますが、日向地区交通指導員連絡協議会負担金は条例定数で計算されることから、18名分の負担金を支払うなど実態に合わない運用となっております。

このように、現状の定数と合わない状態となっているため、定員数を削減するものです。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第24 議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第77号 美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、新たな条が追加されたことから「第243条の2」が「第243条の2の7」と、「第243条の2の2」が「第243条の2の8」と繰り下げられました。

本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第25 議案第78号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第79号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 27 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りいたします。

議案第 78 号から議案第 80 号までの 3 件を一括議題にしたいと思いを  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号から議案第 80 号までの 3 件は一括議題にするこ  
とに決定しました。

3 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 78 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

議案第 79 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上 3 件において、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて改定を行うもの  
であります。

6 月と 12 月の支給割合を、それぞれ 1.7 月に改定します。これにより、期末  
手当の年間総支給月数は 3.3 月分から 3.4 月分となります。本年は 6 月に 1.  
65 月分を支給していますので、12 月の支給割合を 1.75 か月分として、年間  
総支給月額を 3.4 月分とするものであります。

次に、一般職についてですが、今回は人事院勧告を踏まえ、給料表、期末手当及  
び勤勉手当の引上げについて改正するものでございます。

給料表につきましては、本年 4 月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っ  
ていたことから、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、号俸を平均 1.1% 引  
き上げられました。

また、期末手当と勤勉手当については、それぞれ 0.05 月分引き上げられ、年  
間 4.4 月分から 4.5 月分となります。

本年は 12 月期の期末手当及び勤勉手当に、来年度以降は 6 月期と 12 月期の期  
末手当及び勤勉手当が均等になるように配分されることになりましたので、本町も  
同様の改正を行うものであります。

併せて、定年延長に伴い60歳に達した職員の給料月額は100分の70となりますが、医師についてはその対象外となっております。そこに獣医師を追加することとし、その部分を定めるものです。

以上で説明を終わります

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第28 議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第81号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、会計年度任用職員における人事院勧告を踏まえた期末手当の引上げ、地方自治法の改正による勤勉手当の支給について定めるものです。

先ほどの一般職の期末手当引上げと同様に、会計年度任用職員の期末手当について、本年度は12月期を0.05月分、来年度以降は6月期と12月期をそれぞれ0.025月分引き上げるよう定めるものです。

併せて、地方自治法の改正により令和6年4月1日より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴い、勤勉手当の支給について定めるものです。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第29 議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第82号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に改められたことに伴い、変更された国の措置を踏まえて、本町での特殊勤務手当に関しても所要の改正を行うこととしたものでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

続きまして、日程第30 議案第83号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第83号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて定められていますが、着後手当の支給に関し、国は正規の着後手当を必要としない場合の基準を設けて支給しております。

本町においても、国の基準を踏まえ着後手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

以上であります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、暫時休憩いたします。

11時10分から再開します。

(休憩：午前11時00分)

(再開：午前11時08分)

**【議長 山本 文男】**

全員おそろいですので、会議を再開します。

日程第31 議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第84号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額において、新たに軽減措置を講ずるものであります。

なお、本条例は令和6年1月1日から施行し、改正後の本条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第32 議案第85号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第 8 5 号 美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日に、美郷町立南郷小学校と南郷中学校が義務教育学校である美郷南学園として開校するために必要な条例改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 1 2 月 1 3 日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第 3 3 議案第 8 6 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第 8 6 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）についての説明をいたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正、既存予算のうち経常的経費の過不足、各種事業の進捗に伴う財源や歳出の更正、また併せて、災害復旧事業の対応等必要な経費を要求するものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8, 1 4 3 万 2, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 0 7 億 4, 4 0 0 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、歳入についての主なものを御説明いたします。

国庫支出金に 6, 7 7 3 万 9, 0 0 0 円を追加しました。主なものとしましては、総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 6, 0 1 2 万 5, 0 0 0 円であります。

次に、県支出金に 1, 0 7 0 万円を追加しました。これは、農林水産業費県補助金の機構集積協力金及び大規模経営体育成支援協力金合わせて 6 7 2 万 1, 0 0 0 円の追加が主たるものであります。

次に、諸収入の雑入について 2 9 1 万 3, 0 0 0 円を追加しました。これは、デジタル基盤改革支援補助金 2 7 2 万 9, 0 0 0 円が主なものであります。

続いて、歳出について説明させていただきますが、臨時的な経費及び政策的な経費を中心に、主なものを説明させていただきます。

初めに、議会費に 4 5 万 3, 0 0 0 円を追加しました。議会システムの点検委託料と職員人件費の補正であります。

次に、総務費に 2, 0 0 6 万 1, 0 0 0 円を追加しました。電算システムの改修委託料や C A T V 施設の災害復旧工事費、住基システムの改修業務委託料の追加が主なものであります。

次に、民生費に161万7,000円を追加しました。西郷デイサービスセンター改修工事費の追加によるものです。

衛生費の152万8,000円の追加につきましては、骨髄等移植ドナー支援奨励金、歯科診療所備品購入費の追加であります。

次に、農林水産業費に2,985万1,000円を追加しました。このうち農業費の農業振興費では、機構集積協力金事業に592万1,000円追加、ふるさと納税寄附金の増加に伴う産地型商社活動促進事業委託料に700万円を追加し、林業費において、林道維持管理費に400万円、県単治山事業工事請負費に690万円を追加したものが主なものであります。

商工費からは365万3,000円を減額しました。速日鉱山施設管理費の事業費変更に伴う減額が主な要因であります。

次に、土木費に505万9,000円を追加しました。これは、分譲宅地造成工事費の追加によるものです。

教育費には、1,077万3,000円を追加しました。これは、職員人件費の追加に加え、物価高騰の影響による学校給食施設費の賄い材料費等の経費の追加が要因であります。

災害復旧費には、道路橋梁災害復旧事業の測量設計委託料の追加として900万円を追加しました。

最後に、諸支出金に、介護保険事業を主とした特別会計繰出金583万4,000円を追加しました。

以上が、主な補正の内容であります。これにより、令和5年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億4,400万1,000円となりました。

以上で、説明を終わります

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第34 | 議案第87号 | 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）    |
| 日程第35 | 議案第88号 | 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第36 | 議案第89号 | 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第37 | 議案第90号 | 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）      |
| 日程第38 | 議案第91号 | 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）    |
| 日程第39 | 議案第92号 | 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第40 | 議案第93号 | 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）    |

**【議長 山本 文男】**

お諮りいたします。

議案第 87 号から議案第 93 号までの 7 件を一括議題にしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号から議案第 93 号までの 7 件は一括議題にすることに決定しました。

7 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第 87 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ 108 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,655 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容につきましては、人事委員会勧告による職員人件費の追加、また、出産される国保の被保険者の産前産後期間の国保税について、令和 6 年 1 月から軽減措置が講じられることに伴うものが主な内容であります。

それでは、まず、歳入について説明いたします。

県支出金の特別調整交付金へ 66 万円を追加しました。これは、歳出で計上しております産前産後保険税軽減に伴うシステム改修委託料の財源となるものであります。

また、一般会計繰入金として、職員人件費分など、計 42 万 8,000 円を追加しております。

続いて、歳出の主なものとしまして、総務管理費に産前産後保険税軽減措置に伴うシステム改修委託料や職員人件費の増加分など、合計 108 万円の追加、また、保健事業費には、人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員の人件費として 14 万 4,000 円の追加予算を計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第 88 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 94 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,182 万 2,000 円とするものです。

まず、歳入予算につきましては、令和 5 年度調定見込みによる介護保険料を 34 万 3,000 円減額したほか、一般会計繰入金につきまして、給付費の見込みに

に伴い介護給付費繰入金を298万9,000円増額しております。

続いて、歳出予算につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料として総務管理費を211万9,000円増額したほか、保険給付費につきまして、介護サービス等諸費を2,350万円増額、高額介護サービス等諸費を60万円の減額、特定入所者介護サービス等諸費を100万円の減額、介護予防サービス等諸費を190万円増額しております。

以上の結果、不足する財源につきましては、予備費により充当しております。

以上で、説明を終わります。

議案第89号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1,876万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,628万2,000円とするものです。

歳入につきましては、第1号補正時に説明いたしました10月1日よりインボイス制度が導入されたことに伴い、厚労省が後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託している高齢者保健事業が課税対象の事業である旨の見解が出されたことにより、後期高齢者医療事業特別会計で計上していた保健事業について、一般会計に組み替えて実施することでインボイス制度に対応することとしたため、一般会計繰入金を4万9,000円、受託事業収入1,871万1,000円を減額いたしました。

歳出でございます。

同様の理由により、総務管理費を(受託事業収入に係る経費分)1,050万3,000円、他会計繰出金を825万7,000円を減額いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第90号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,694万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,124万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、財務上の引継ぎの準備として簡易水道事業基金を廃止し、基金繰入金として3,694万8,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、簡易水道総務費の需用費に公用車修繕費7万7,000円、簡易水道財産管理費の修繕費に突発対応として300万円、工事請負費に宇納間浄水場導水管修繕後の道路舗装工事として91万3,000円を追加しました。

また、予備費に3,295万8,000円を追加しましたが、これは歳入で説明した基金繰入金を公営企業会計を引き継ぐため、一旦予備費として計上しておくものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第91号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,109万2,000円を追加し、予算の総額を2億5,204万4,000円とするものです。

歳入につきましては、昨年台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧事業補助金に5,743万3,000円、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、財務上の引継ぎの準備として農業集落排水施設維持管理積立基金及び農業集落排水事業排水設備工事資金貸付基金を廃止し、基金繰入金として6,3

65万9,000円を追加しました。

歳出につきましては、まず、一般会計繰出金に5,743万2,000円を追加しました。現予算では昨年台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧費には一般会計繰入金を充てておりますが、今回、補助金を歳入補正しましたので、相当額を一般会計へ繰り出すものであります。

また、予備費に6,366万円を追加しましたが、これは簡易水道事業と同様に、基金繰入金を公営企業会計へ引き継ぐため、一旦、予備費として計上しておくものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第92号 令和5年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,295万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、南郷診療所診療施設修繕費14万円及び給料表改定による会計年度任用職員人件費160万5,000円の増額であります。

歳入補正の主なものは、宮崎県外来対応医療機関設備等事業費補助金7万円の増額であります。

以上で、説明を終わります。

議案第93号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について544万4,000円の増額補正を行うものであります。

収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種委託料350万4,000円、新型コロナウイルス感染による高齢者施設への往診補助金194万円を増額補正しております。

支出につきましては、給与費447万1,000円を減額補正しております。これは、退職等に伴う減額及び人事院勧告による手当の増額です。

また、給食材料費不足分29万8,000円、燃料費不足分146万7,000円、固定資産の増加に伴う減価償却費815万円を増額補正しております。

以上で、説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の12月13日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 山本 文男】**

日程第41 発議第3号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

本案について、提出者の中嶋 奈良雄議員より、提案理由の説明を求めます。

**【5番 中嶋 奈良雄議員】**

議長。

**【議長 山本 文男】**

5 番、中嶋 奈良雄議員。

**【5 番 中嶋 奈良雄議員】**

発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提案理由を申し上げます。

令和 4 年 1 2 月 1 0 日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会議員に係る請負に関する規制が緩和され、政令で定める一定金額までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

このことにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的に、美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**【議長 山本 文男】**

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 山本 文男】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

**【議長 山本 文男】**

起立全員であります。

したがって、発議第 3 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

**【議長 山本 文男】**

続きまして、日程第 4 2 発議第 4 号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を議題とします。

本案について、提出者の中嶋 奈良雄議員より、提案理由の説明を求めます。

【5番 中嶋 奈良雄議員】

議長。

【議長 山本 文男】

5番、中嶋 奈良雄議員。

【5番 中嶋 奈良雄議員】

発議第4号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、美郷町議会議員が、傷病などにより、長期にわたり議員として職務を果たすことができない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給を減額する条例を制定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、発議第4号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、12月11日月曜日、午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 沖田 修一】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時34分)